

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【公開番号】特開2019-5733(P2019-5733A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-126793(P2017-126793)

【国際特許分類】

B 0 9 B	3/00	(2006.01)
D 2 1 C	5/02	(2006.01)
A 6 1 L	11/00	(2006.01)
A 6 1 L	2/18	(2006.01)
A 6 1 L	101/10	(2006.01)

【F I】

B 0 9 B	3/00	3 0 4 Z
D 2 1 C	5/02	
B 0 9 B	3/00	3 0 4 P
A 6 1 L	11/00	Z A B
A 6 1 L	2/18	1 0 0
A 6 1 L	101:10	

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月20日(2019.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パルプ纖維及び高吸収性ポリマーを含む使用済の衛生用品由来のセルロースナノファイバー化用パルプ纖維であって、

前記セルロースナノファイバー化用パルプ纖維が、0.1質量%以下のリグニン含有率を有する、

ことを特徴とする、前記セルロースナノファイバー化用パルプ纖維。

【請求項2】

前記セルロースナノファイバー化用パルプ纖維が、300mL/h以上の叩解度低下速度を有する、請求項1に記載のセルロースナノファイバー化用パルプ纖維。

【請求項3】

前記セルロースナノファイバー化用パルプ纖維が、0.65質量%以下の灰分率を有する、請求項1又は2のいずれかに記載のセルロースナノファイバー化用パルプ纖維。

【請求項4】

前記セルロースナノファイバー化用パルプ纖維が、20°以下の水接触角を有する、請求項1～3のいずれか1項に記載のセルロースナノファイバー化用パルプ纖維。